

子ども医療費助成の案内

0歳～高校生（相当の年齢）のお子さんのいらっしゃる方へ

助成の対象者

- 大崎市内に住所がある0歳～18歳になる年度の末日まで（高校生相当）の児童
 - 大崎市内に住所がある保護者に監護されている、他市町村に住所がある0歳～18歳になる年度の末日まで（高校生相当）の児童
- ※生活保護を受けている方や、婚姻されている方は助成の対象にはなりません。
- ※医療費助成金は児童の保護者、またはそれを監護している方に対して支給します。

助成の範囲

助成される範囲は保険診療分の自己負担額です。なお、高額医療費や健康保険組合などからの家族療養費などが支給されるときは、その額を差し引いて助成します。

- 入院外：外来・歯科・調剤・療養費・補装具・訪問看護療養費など
- 入院：入院する場合は加入している保険から必ず限度額適用認定証を交付してもらい、入院する病院にご提示ください。限度額適用認定証を提示せず、1か月の自己負担額が高額療養費に該当した場合は、一旦医療機関の窓口での支払いが発生する場合があります。支払が生じた場合は、加入している保険に償還の手続きをしてください。
なお、住民税非課税世帯の方は、限度額適用認定証を提示することで、入院時の食事の負担額が減額されます。※限度額認定証は、加入している健康保険に申請してください。

助成の方法

県内で受診する場合、医療機関の窓口で健康保険証またはマイナ保険証と一緒に「子ども医療費助成受給者証」を提示すると、保険診療分の自己負担額は原則的に無料になります。

県外で受診した場合や現物給付に対応していない保険に加入している場合、保険証を提示せず受診した場合、治療用補装具（コルセット、治療用眼鏡、義足等）を作成した場合につきましては医療機関で一旦支払いをしてください。その後、子育て支援課子ども給付担当または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

【必要なもの】

- ①県外で受診した場合…領収書
- ②保険証を提示しなかった場合…領収書、療養費支給決定通知書※
- ③治療用補装具を作成した場合…領収書、診断書または作成指示書、療養費支給決定通知書※

※②・③の場合、保険適用であることが確認できるからの助成となりますので、先に加入している健康保険へ療養費支給申請を行い、支給決定後に医療費助成申請をしてください。支給決定通知書は、健康保険から送付されます。また、領収書・診断書または作成指示書については、健康保険に原本を提出する前にコピーをおとりください（書類不足の場合は受付できません）。

助成の対象外

健康診断や予防接種、入院時の食事代・差額ベッド代、第三者行為による受診、200床以上の病院に紹介状なしで受診した際に請求される非紹介患者初診加算料などの保険外負担分については対象外となります。

また、令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望する場合に発生する「特別の料金」についても対象外です。

資格登録の手続

医療費の助成を受けるためには、子ども医療費助成受給資格登録の申請をする必要があります。出生・転入などの手続きをしてから、本庁は市民課窓口へ、各総合支所は市民福祉課窓口で、すみやかに資格登録申請を行ってください。

登録申請日から助成の対象となりますので遅れずに手続きを行ってください。ただし、出生・転入等の事由が発生した日から、1か月以内に登録申請を行えば、助成要件を備えた日に遡って助成開始日となります。

手続きに必要なもの

□健康保険情報が分かる書類（児童のもの、下記のいずれか1点）

※出生から間がなく子どもの健康保険情報が手元にないときは、加入予定の保護者の健康保険情報

①保険者から交付された「資格情報のお知らせ」

②保険者から交付された「資格確認書」

③マイナポータルの「資格情報画面」（記号番号、被保険者氏名、保険者番号、保険者名称、取得年月日が確認できる画面）の提示

□振込口座のわかるもの（受給者名義の預金通帳やキャッシュカード等）

□【転入かつ小学生未満（未就学）のお子様の場合】マイナンバーカードまたは課税所得証明書

小学生未満のお子様を養育されている場合、保護者の所得確認が必要となります。マイナンバー利用の同意書

（市役所窓口備え付け）を提出いただくか、1月1日に住所のあった市区町村発行の課税所得証明書等（所得額、控除額、扶養人数のわかるもの）をお持ちください。

【所得証明書を取得する場合】

○1月から9月に申請の場合…前年の1月1日に住民登録があった市区町村が発行するもの

○10月から12月に申請の場合…当年の1月1日に住民登録があった市区町村が発行するもの

受給者証の交付について

申請受付後に「子ども医療費助成受給者証」を交付します。

有効期間は資格取得日～18歳到達年度末（3月31日）までです。

再交付について

受給者証を紛失・汚損・破損した場合は、再交付の申請が可能です。

変更、喪失の届出

次の登録事項に変更があったときは変更、喪失の届出が必要です。

【変更】住所（市内転居）、氏名、加入健康保険、振込口座、受給者・配偶者の状況（婚姻・離婚等）など

【喪失】住所（転出）、生活保護開始など

喪失後の受給者証について

資格喪失日以降、受給者証は使用できません。資格喪失後に受給者証を使用して医療機関を受診し医療費助成を受けた場合は、助成金を返還していただきますのでご注意ください。

転出や生活保護開始などにより資格喪失する際は、受給者証を返却願います。

問い合わせ先

- | | | | | | |
|---------------|----|----------------|---------------|----|----------------|
| ・民生部子育て支援課 | 電話 | (0229) 23-6045 | ・岩出山総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 72-1212 |
| ・松山総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 55-2114 | ・鳴子総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 82-3131 |
| ・三本木総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 52-2114 | ・田尻総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 38-1155 |
| ・鹿島台総合支所市民福祉課 | 電話 | (0229) 56-7114 | | | |